

条件付一般競争入札説明書

1 工事实績

(1) 企業の施工実績及び技術者の施工経験（以下「施工実績等」という。）と認められるものは、工事が完成し、申請書の受付期限の日までに引渡し完了しているものに限ること。

(2) 施工実績等の確認は、入札参加資格に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないこと。

(3) 施工実績等としての工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録内容確認書の写しをもって、挙証資料に代えることができること。ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限る。

(4) 一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた建設工事にあつては、当該複数の契約工事の諸元数値をもって施工実績等とみなすことができること。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の建設工事であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。

(5) 建築一式工事、電気設備工事及び管設備工事において1契約で複数の建物を施工した実績及び経験にあつては、主たる建物の構造及び延床面積をもって施工実績等とすること。

(6) 元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。ただし、ほ場整備工事については、国、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績等に限り認めるものとする。

(7) 一次下請の実績及び経験については、入札参加資格に示した施工実績等要件の内容が明確に確認できるよう施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等）を提出できるものに限ること。

(8) 舗装工事及び法面処理工事の入札公告において、自社施工を条件としている場合には、入札参加資格確認書類に併せて別に定める自社施工体制届出書を提出すること。

(9) 設計額 1 億円以上の単体施工及び特定共同企業体（以下「JV」という。）施工の代表者における施工実績が、JV構成員（出資比率 20%以上）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する構成員の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。

〔JV構成員の施工実績＝JV施工数量×（構成員の出資比率／代表者の出資比率）〕

2 現場代理人

(1) 現場代理人については、他の業務（国、都道府県、市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができること。

(2) 現場代理人を重複して申請した場合において、他の工事を落札した場合に、資格要件を満たす現場代理人を配置することができなくなり、本業務の遂行が不可能となるときは、入札してはならない。なお、現場代理人の変更は、病休・死亡・退職等合理的な理由がない限り、原則として認めない。

3 資本関係等のある会社の参加制限

(1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一工事の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があつた場合は、その全者の

入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

- ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 入札参加希望者が(1)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

4 入札保証金

入札参加者は、保険会社との間に一般財団法人クリーンいわて事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保証保険証券を令和2年8月17日（月）午後5時までに岩手県環境生活部廃棄物特別対策室内 一般財団法人クリーンいわて事業団に提出すること。

なお、郵送及び電送による書類提出は受け付けない。

5 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る工事契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

イ 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 公告に定める要件を充足する現場代理人等（原則として資格確認書類に記載された者から変更することは認めない）を配置できること。

エ 公告に定める要件を充足する工事实績を有すること。

- (2) 契約にあつては、工事の全部を一括して若しくは設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

6 その他

- (1) 手続における交渉はないこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。